

RIETI政策シンポジウム  
『新しい公共』の担い手としてのサードセクター：  
各法人形態の現状とサードセクター構築への課題  
プレゼンテーション資料

---

2012年7月31日

太田 達男  
公益法人協会理事長

# 公益法人の現状と サードセクター構築への課題

公益財団法人公益法人協会

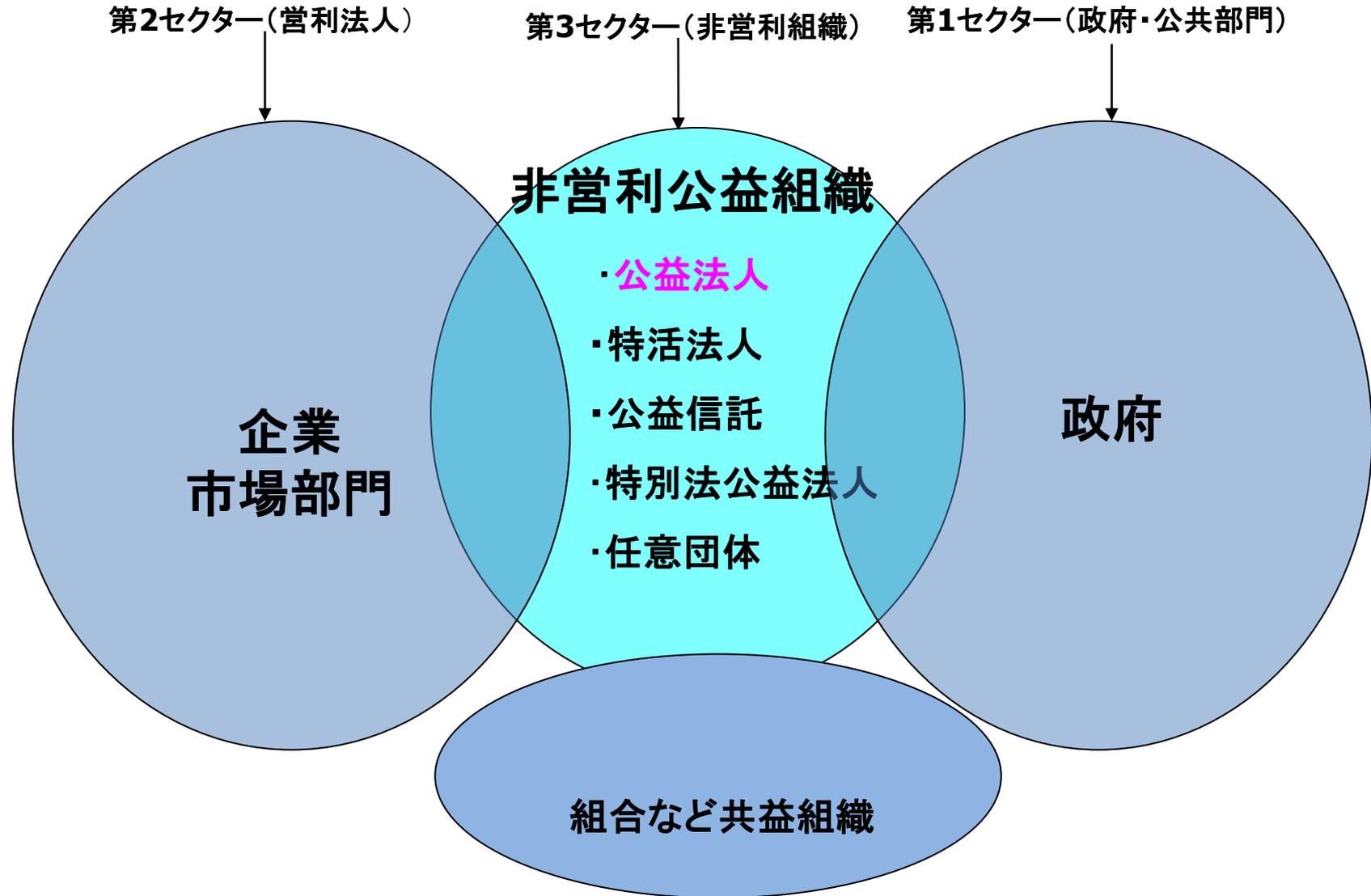
—民間公益活動推進センター—

理事長 太田達男

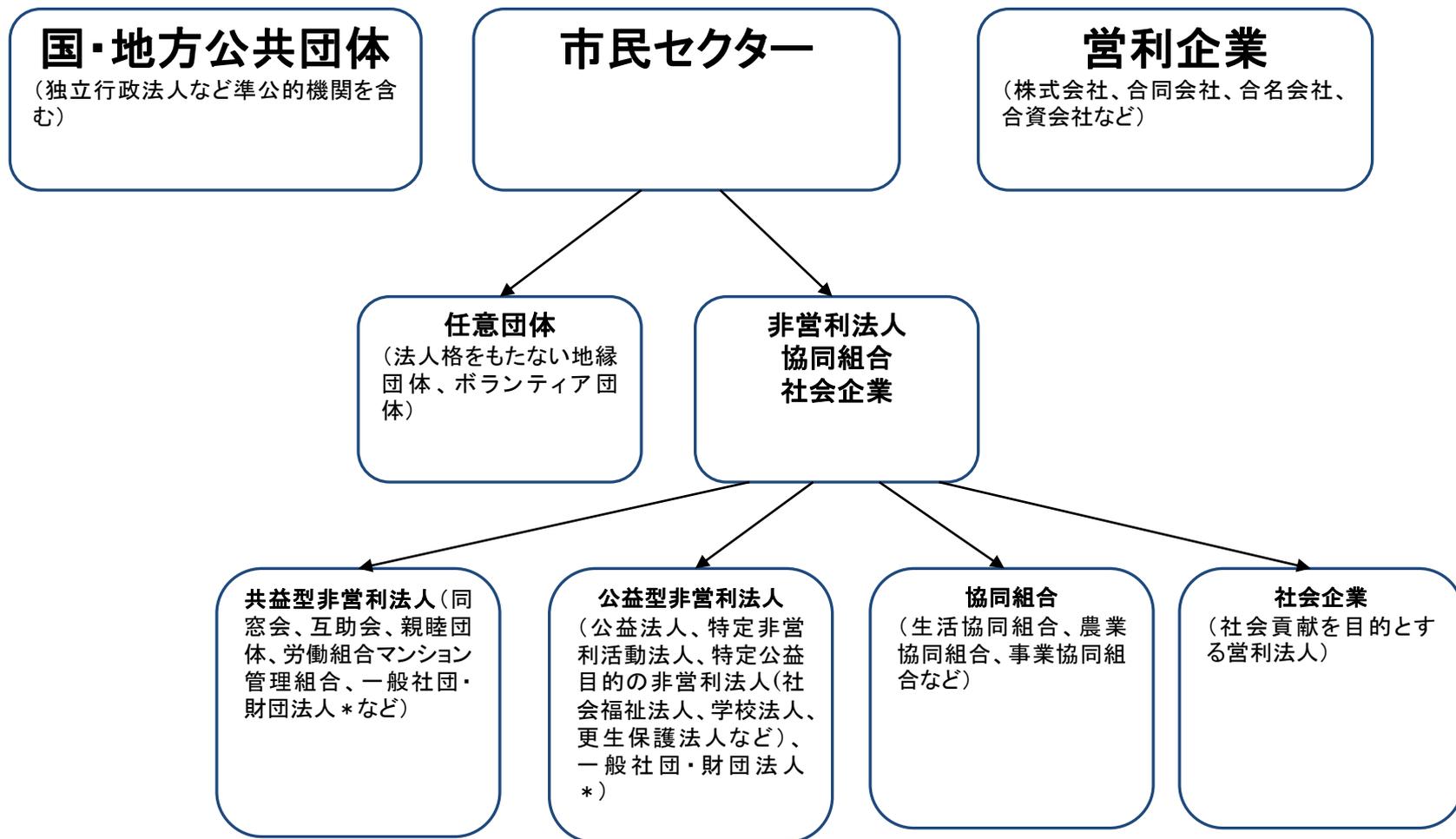
# 米国カナダ・フィランソロピーミッション (1974年)で

サードセクターの存在と社会的役割を知る

# 社会を形成するセクター（概念図）



# 新しい公共推進会議における市民セクターのイメージ



\*一般社団法人・一般財団法人は非営利法人であるが、共益的な目的にも公益的な目的にも利用できる

# 非営利組織の定義

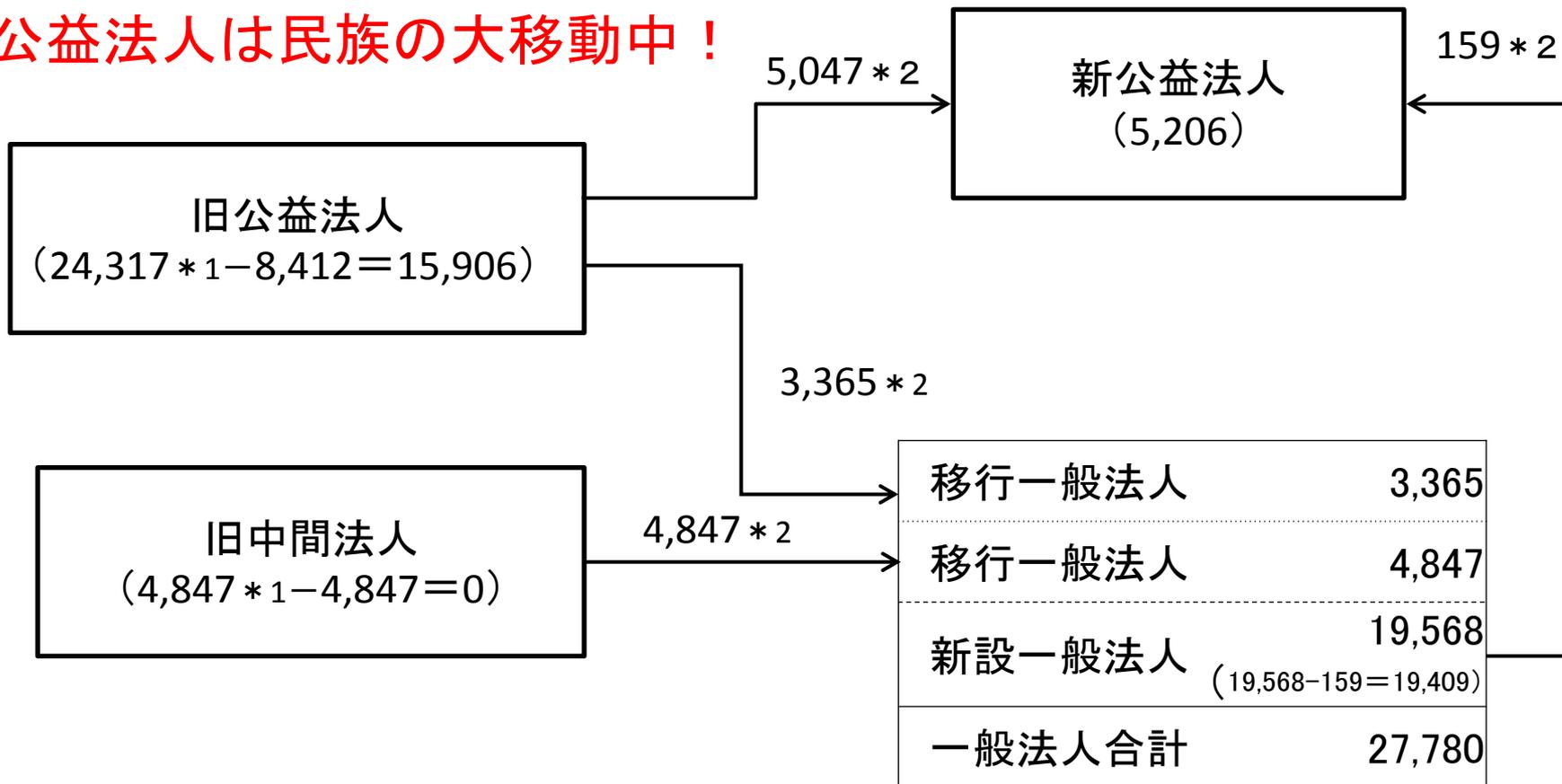
—Lester M. Salamon (Johns Hopkins University)による—

- 1 公式に設立されたもの
- 2 民間組織(非政府機関)
- 3 利益配分をしない
- 4 自主的管理
- 5 有志によるもの
- 6 公益のためのもの

## 公益法人との関連で判断すると

- ◇改正前民法法人には一部2, 4, 5, 6に該当しないものもあった。
- ◇現行公益法人制度ではすべてを充足している。
- ◇一般法人の中には3, 6に該当しないものも見られる。

# 公益法人は民族の大移動中！



一般法人設立累計件数27,780－解散件数5,639－公益法人移行件数159件  
＝現存数21,982

\*1 2008/11/30現在

特例民法法人:『平成21年度特例民法法人に関する年次報告』(内閣府)

中間法人:『法務局及び地方法務局管内別・種別・有限責任中間法人の登記の件数』及び『法務局及び地方法務局管内別・種別・無限責任中間法人の登記の件数』(法務省)

\*2 2012/4/30現在

公益法人:『新公益法人制度における全国申請状況』(内閣府)

一般法人:『法務局及び地方局管内別一般社団法人登記』及び『法務局及び地方局管内別一般財団法人登記』(法務省)、移行法人は『新公益法人制度における全国申請状況』(内閣府)

# 公益法人の直面する課題

1 より柔軟で持続可能な自立的経営を可能に

→公益認定法の見直し

1)財務3基準の見直し

2)認定取消し時におけるペナルティの見直し

2 非営利小規模組織に相応しい自律的ガバナンスを

→一般法人法の見直し

小規模法人向け規律の導入

3 寄附文化の一層の醸成を

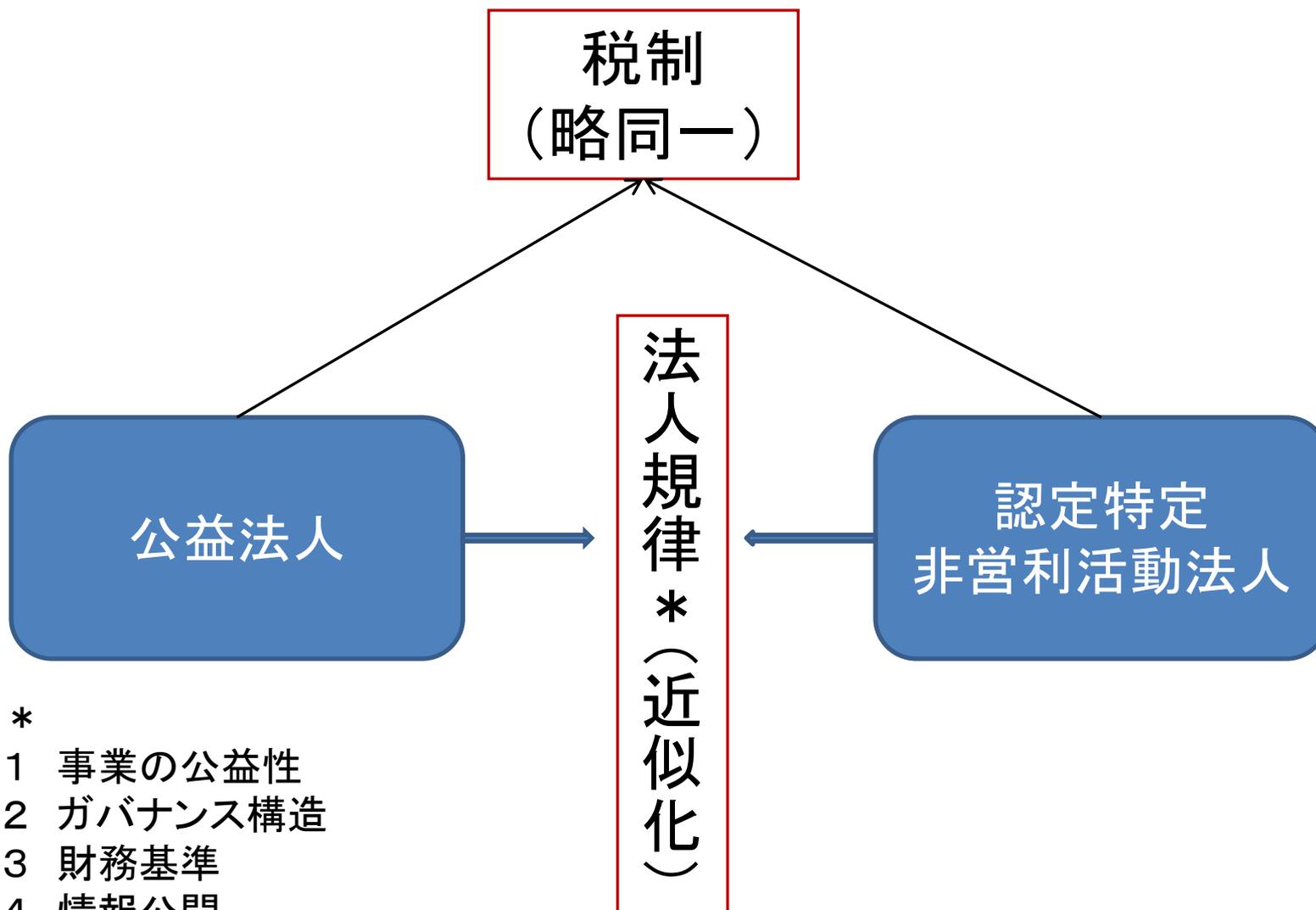
→寄附税制の見直し

1)PST要件の撤廃

2)年末調整による寄附金控除・税額控除の取り扱い

3)資産寄附税制の改善

# 多目的型公益非営利法人法・税制の課題



\*

- 1 事業の公益性
- 2 ガバナンス構造
- 3 財務基準
- 4 情報公開